

広島商船高等専門学校学校いじめ対策委員会規程

制 定 令和2年6月30日

最終改正 令和5年4月25日

(設置)

第1条 広島商船高等専門学校に広島商船高等専門学校学校いじめ防止等基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、いじめの防止、早期発見、対応及び再発防止を目的とする。

(審議)

第3条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、必要な事項を審議する。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事
- 三 学生主事
- 四 寮務主事
- 五 副校長（総務）
- 六 学生相談室長
- 七 看護師
- 八 スクールソーシャルワーカー
- 九 学級担任及び副担任
- 十 学生課長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

(副委員長)

第7条 委員会に副委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を助け委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要あると認めた場合は委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(プライバシー等の保護及び守秘義務)

第9条 委員会委員及び関係者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権等を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第10条 いじめ対策等に関する事務は、学生課において処理をする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月22日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。